

## 福岡地方裁判所委員会（第49回）議事概要

### 1 開催日時

平成30年11月8日（木）午後3時00分から午後4時45分まで

### 2 場所

福岡地方裁判所501号会議室

### 3 出席者

（委員）

白石哲委員長，志村英生副委員長，石山恵美子委員，大場信恵委員，小林康夫委員，鈴嶋晋一委員，相田安浩委員，田中利美委員，手嶋一雄委員，橋本修明委員，初村清香委員，柵木澄子委員，松原妙子委員，森村純子委員，山口朋宏委員  
（委員長・副委員長以外の委員は五十音順）

（福岡地方裁判所）

中島隆介事務局長，請園孝司民事首席書記官，杉浦宏明刑事首席書記官，柴田啓憲福岡簡易裁判所首席書記官，森久和民事次席書記官，東條博喜刑事次席書記官，香月真也福岡簡易裁判所訟廷管理官

（庶務：福岡地方裁判所事務局）

高瀬仁秀総務課長，田崎良作総務課課長補佐

### 4 議事

（発言者 □：委員長，△：副委員長，○：学識経験者委員，◎：法曹委員，◇：裁判所）

(1) 刑事裁判手続における外国人への対応について，杉浦刑事首席書記官から概要説明

◎ 刑事裁判の通訳を要する事件においては，誤訳がないように通訳しやすい日本語を使うことに気を付けている。具体的には，主語，目的語及び述語を明確にするとともに，紛らわしい言葉を使わないようにしている。また，通訳を要する事件が多かったのは10数年前であり，全国で1万1,000件

程度であったが、最近では3,000件弱程度と減少しており、通訳を要する事件を経験していない又はそれほど経験していない法律家が多いことから、通訳人に交付する書面を早期に提出すること、また、分かりやすい言葉を使用することなどの注意喚起を行っている。

(2) 民事裁判手続における外国人への対応について、森民事次席書記官から概要説明

◎ 民事事件においては、外国人の当事者がどの程度日本語に精通しているかを見極めることが重要である。外国人であっても日本での生活が長く、日本語に通じている場合、訴訟代理人に委任していれば、代理人が通訳を手配する場合など、裁判の手続において通訳人の選任等特別な対応を必要とすることがない場合が多いという印象を持っている。訴訟代理人に委任していない場合には、日本語に通じているかどうか法廷に入るまで分からないことが多く、訴訟手続において、話をしながら見極めなければならないのが難しいところである。訴訟代理人に委任していない場合であっても、当事者の家族や知人の中で日本語が分かる人を連れてきている場合には、同人の助力を得ながら手続を進めることもある。当事者又は証人の尋問等を行う場合において、通訳人の選任を要するか否かは、当事者又は証人が日本語にどの程度通じているかについて、訴訟代理人から事前に正確な情報を収集する必要がある。具体的には、尋問等においても日本語の理解に支障があれば、通訳人を選任する必要があるため、日本語が通じる程度、例えば、聞いたり話したりはできるが文章を読むというのは厳しいなど様々な状況が考えられることから、どのような状況にあるのかについて確認をしている。

(3) 意見交換

□ 今回、刑事事件においては通訳を要する事件、民事事件においては外国人が当事者等として関与している事件について調べてみたところ、刑事事件及び民事事件についても全体の事件数のうちの1パーセント程度と意外と少な

- いという状況であるが、裁判所としては適切な通訳人の確保が課題といえる。
- 配布資料にある福岡県内における通訳人が85人という数自体は適正なのか。
  - ◇ 刑事部における現状として、勾留質問手続において依頼する通訳人は、事件数が増加している中国語及びベトナム語について6、7人、韓国・朝鮮語については4、5人を確保し、この中から順番に又は都合のつく方に依頼している。法廷通訳ができる通訳人についてはさらに数が絞られ、例えば、ベトナム語における今年の状況としては2人に限られていることから、もう少し法廷通訳ができる通訳人を養成する必要がある。85人のうちには、少数言語の通訳人も含まれているが、年に一回あるかないかのような少数言語の通訳人については福岡で確保できない場合もあり、最近の例では、ミャンマー語の福岡在住の通訳人について都合が付かず、東京在住の通訳人に依頼したこともある。
  - △ 医療の現場においても外国人に対応することがあることから、内部で韓国語や中国語の勉強会を実施している。また、職員の中から外国語ができる人を探して対応している。探してみると外国語が得意な人はいるものである。裁判所においては、通常と異なり、特別な用語を使用するなど通訳にも困難を伴うことが多いと思われ、通訳人を選ぶのも難しいのではないのか。通訳人は、日本人で語学の堪能な一般の方に依頼するのか、それとも、留学生に依頼するのか。
  - ◇ まれに少数言語の通訳人が確保することができなかった場合に、留学生に依頼した例があったと聞いているが、通常は通訳経験者に依頼することが多い。依頼する通訳人は、日本国籍を取得した外国人及び外国語を習得した日本人がほとんどである。留学生に通訳を依頼することについては、大学からは、留学生が勾留質問手続において、犯罪を行ったと思われる者と接することが気になると言われることもある。

□ 裁判手続の通訳人には、裁判所職員ではなく、外部の方を通訳人として登録し、依頼している。通訳人の育成については、裁判所において通訳人のレベルに合わせた初級・中級・上級の研修を行っている。

◎ いくつか伺いたいことがある。1点目は、従前、裁判員に対する日当・交通費・宿泊費が安すぎるのではないかとの意見を述べたことがあるが、通訳人に対する手当は、どのように支払われているのか。

2点目は、刑事手続において、通訳に関する費用については、あくまで一般論であるが、最終的に判決において執行猶予である場合には、被告人に訴訟費用を負担させることが多いことから、通訳に関する費用も被告人の負担となり、検察庁から支払を求められることとなると思われるが、通訳に関する費用の負担についての外国人への配慮などはあるのか。

3点目は、民事手続において、外国人に対し、通訳に関する費用がどの程度かかるのか、費用を予め予納する必要があることやお金がない場合に訴訟救助制度があることなどをどのようにして説明しているのか。

4点目は、先ほど見せてもらった中国語の法廷通訳ハンドブックは、平成10年に作成されたものであるが、古すぎると思われ、裁判員制度に関する記述もないが、改訂版は作成されていないのか。また、黙秘権に関する記述はあるが、憲法上の黙秘権に加え、刑事訴訟法上は供述拒否権があることから、供述拒否権についても記載をした方がいいのではないか。

◇ 1点目について、刑事手続のうち、勾留質問手続については、通訳の時間を基準に支払額が決められる。例えば、30分くらいで終わる事件の場合、通訳報酬及び日当の合計額が1万円を超える程度の金額に加え、交通費が実費で支給される。法廷通訳についても通訳の時間を基準に支払額が決められる。例えば、1時間程度の審理が2期日行われた場合、判決まで含めておおよそ2、3万円程度である。また、最近の裁判員裁判で、被告人が否認し、複雑な内容だったことから審理等に2週間を要した事件については、通訳料

だけで30万円程度が支払われた例もあった。事件の内容によって変わってくるが、勾留質問も含め、おおよそ一期日1万円程度とイメージしていただければよいと思われる。

民事事件についても、おおよそ刑事事件と同様である。

- ◎ 2点目について、刑事手続において、通訳費用を被告人に負担させることはないのが実情である。
- ◇ 3点目について、日本語に通じない外国人に関して、ほとんどの場合、弁護士訴訟代理人に委任されており、裁判所において直接訴訟救助について説明する例はなかった。
- ◎ 4点目について、法廷通訳ハンドブックは、言語ごとに作成されており、発行年度も言語によって異なっている。言語ごとに改訂版も順次作成されていることから、準備が整い次第、改訂版が発行されるのではないと思われる。
- 御提言については、最高裁判所へ伝えることとしたい。

地方裁判所委員の皆様が、外国人に対応されている実情を伺い、裁判所において参考にさせていただきたいが、いかがでしょうか。
- 消費者相談においては、日本語がなんとか話せる場合、面談においては契約書などの書面がある場合には対応できるが、電話による相談については厳しい。例えば、学生寮にいる留学生から電話相談があったが、このような場合、英語や中国語を話せる人がいる国際交流センターが電話での対応を行ってくれるので、同センターを案内することが多い。タブレット端末に通訳ソフトも入っているが相談の場面で活用するのは困難である。
- 全国的に外国人の労働相談はかなり増えてきているが、福岡の場合、まだそれほど多くはなく、相談員で対応できている状況ではあるが、今後の大きな課題であると認識している。現在の状況としては、一般的に、外国人労働者は移民とは違い、事前に日本語の勉強を行っており、日本語で相談ができ

る場合がほとんどである。

- ◎ 中国語、韓国語、英語などに堪能な弁護士もいる。また、弁護士会で勉強会を開催している。ただ、個別の対応としては、各自で通訳を探しているのが実情ではないかと思われる。
- ◎ 語学の堪能な弁護士は把握しているので、日本語の通じない外国人の相談については、当該弁護士を紹介するなどしている。刑事事件の場合は、法テラスにおいて、裁判所と同様、通訳人名簿の中から通訳人を推薦してもらっている。捜査段階から通訳人と打合せを行い、警察などにおいて通訳をしてもらいながら被疑者との接見を行っているが、日本人に比べると接見に2倍から3倍の時間を要する。
- ◎ 裁判所では、勾留質問手続までの通訳人の手配が2日しかないのが苦労しているということであったが、検察庁においては1日しかなく、通訳人の確保は大変な作業である。検察庁においても通訳人が全国で登録されており、当該登録名簿から探すこととなるが、該当する言語の通訳人が全国でも1人しかいない場合もあり、当該通訳人に連絡を取って、福岡で当該言語を通訳できる人を紹介していただきなんとか確保したということも聞いている。
- 鉄道事業のうち国際物流事業では、海外展開していることから、海外に行くこともあるが、現地に駐在している語学の堪能な職員が対応している。ただ、日本との慣習や文化の違いから、本来の意味を伝えるのに苦労している。福岡の現場におけるサービスについては、各現場で勉強会を行ったり、外国語による案内ができる従業員を配置するなどの対応を行っている。
- お客様対応窓口においては、外国語を話せる従業員を探して何とか対応している状況である。社内には、英語、韓国語、中国語、ドイツ語であれば話すことができる従業員は数名いると聞いている。最近の、外国人からの問合せの内容としては、契約の内容に関するものが多く、片言の日本語が話せる外国人が直接本社まで来られたりする場合もあった。原因としては、最近は

ガス屋が電気を売ったり，電気屋がガスを売ったりと契約内容が日本人でも分かりにくい場合もあり，説明に苦慮したことがあった。

- 大学には留学生がたくさんいるので，留学生センターにおいて留学生に対応している。同センターには留学生として学位を取得した日本語が堪能な中国人や韓国人が相談員として対応している。英語は日本人の相談員が対応している。工学部ではベトナムの留学生が多く，また，フィリピンからの留学生もいるが，英語が話せない場合は，留学センターでも当該言語で対応できないので苦慮したと聞いている。留学生に対し，日本語の試験も実施しているので，ある程度は日本語によるコミュニケーションを図ることは可能であるが，文化の違いでトラブルが起きることもある。
- 裁判所の通訳人には，どのような方になっているのか。例えば，どのような職業なのか。日本人なのか，外国人なのか。
- ◇ 職業については，通訳業とされている方が多い。国籍については外国人の方が多く，日本国籍を取得している方も多い。
- ◎ 通訳人の中には別の仕事をされて，法廷通訳の仕事をしている人もいる。  
数としては通訳業とされている人の方が多いが，ほかの仕事をしながらか通訳の仕事をしている人も一定数いる。
- ◎ 弁護士として外国人の事件は扱ったことはないが，法手続について理解ができていないまま通訳をしてもうまくいかないとされることから，通訳だけではなく，法手続の特殊性を理解している方に通訳人になっていただきたい。
- ◎ 通訳人名簿に登載される段階で，裁判所において実際に法廷で通訳を要する裁判手続をいくつか傍聴してもらったり，その感想文を書きいただき質疑応答をしたり，研修において日本の法制度や刑事事件の一般的な流れを説明している。

(4) 次回委員会（第50回）の予定

ア テーマ

「新庁舎の利用者に対する配慮等について」

- 新庁舎において裁判所の利用者が主に利用する箇所等を見学していただいた上で、委員の皆様の御意見を伺うこととしたい

イ 日時

おって調整

以 上